

会 議 概 要 書	
会 議 の 名 称	令和7年度第3回袋井市国民健康保険運営協議会
担 当 部 課 名	市民生活部保険課
会 議 の 開 催 日 時	令和8年2月3日（火）午後7時00分～午後8時40分
会 議 の 開 催 場 所	袋井市役所5階第1委員会室
出 席 者	袋井市国民健康保険運営協議会委員 11名 （被保険者代表3名、保険医・薬剤師代表3名、公益代表4名、被用者保険代表1名） 事務局 9名 （市民生活部長、保険課5名、納税課1名、保健予防課2名）
議 題	審議事項 「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について 報告事項 ア 第3期データヘルス計画評価指標の目標と令和6年度法定報告値との比較について イ 保険者努力支援制度交付金（取組評価分）の交付状況について ウ 令和8年度国民健康保険制度改正について エ 令和8年度袋井市国民健康保険事業の概要について

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	1 開会 (定足数の確認) 委員14名中、10名が出席しているため、袋井市国民健康保険運営協議会規則第5条（委員の半数以上の出席）の規定により、本日の会議は成立していることを報告した。報告後、1名到着し、14名中、11名の出席となった。
市長	2 保険者あいさつ 委員の皆様には、市政並びに国民健康保険事業の運営に対し、日頃からご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。 少子・高齢化や人口減少の進行等により、社会保障制度を取り巻く環境は年々厳しさが増している。 「2040年」を展望すると、健康寿命の延伸のための取組強化や多様な働き方への対応を行いつつ、医療保険制度についても現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる持続可能な制度を構築していく必要が求められている。 これまで、国民皆保険制度の要とされてきた国保制度を次世代に引き継いでいくために、平成30年度に行われた国保制度の改革の趣旨をさらに徹底し、「保険料水準の統一」や「医療費適正化」に向けた取組等を継続して実施していくことが重要となっていく。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
市長	<p>令和8年度から9年度にかけて、静岡県国民健康保険運営方針の中間見直しが行われる。</p> <p>「保険料水準の統一」について、目標年度の設定や必要に応じて「保険料水準統一加速化プラン」の改定などが検討されるとのこと。</p> <p>本市も来年度は、今後の国保税改正の必要性について検討を予定しているため、引き続きお願いいたしたい。</p> <p>本日、諮問させていただく「子ども・子育て支援金制度」創設に係る国民健康保険税の改定については、国が直面している少子化・人口減少に対する重要な施策の財源となるものである。ご審議をお願いいたしたい。</p> <p>その他、第3期データヘルス計画評価指標の目標と令和6年度の特定健診や特定保健指導の法定報告、令和8年度の制度改正や国保事業の概要について、事務局から説明申し上げる。</p> <p>限られた時間ではあるが、忌憚のないご意見を賜りたい。</p>
	<p>3 諮問</p> <p>市長から会長への諮問（諮問書の読み上げ）</p>
会長	<p>4 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様には、お忙しいところ、協議会に出席をいただき感謝申し上げます。</p> <p>市長から諮問がございました「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改定について、前回の運営協議会において、支援金制度の内容や賦課方式について、協議、確認をいただいた。</p> <p>先月中旬に、厚労省から賦課限度額が3万円と示され、また、先月26日に県から本算定納付金額が示されたとのこと。それを踏まえ、本日、最終案が示されている。</p> <p>皆様からのご意見を反映しながら、市長への答申をして参りたい。審議をお願いしたい。</p> <p>この他、第3期データヘルス計画評価指標の目標と令和6年度の特定健診や特定保健指導の法定報告との比較、令和8年度に予定されている制度改正や国保事業の概要について、健全な事業運営に取り組んでいくため、皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただきたい。よろしくをお願いしたい。</p>
	<p>※市長退席</p>
事務局	<p>5 議事</p> <p>審議事項について説明</p> <p>「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について</p>

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	<p>事前質問について、回答する。</p> <p>国は、国保加入者一人当たりの支援金見込額を令和8年度は250円としている。案1のモデルケースDの年額16,300円について説明をしてほしいとの質問をいただいた。</p> <p>国は、保険者が被保険者から徴収する支援金は、賦課・徴収の方法を踏まえ、支援納付金の額に照らし、保険者が設定するとしている。国保税の算出方法である、負担の能力に応じて賦課される「所得割」と受益に応じて等しく賦課される「均等割」の2方式により算出し、合算したものである。</p> <p>その世帯の所得状況や世帯構成により、AからDのモデルケースのように金額に幅がある。国が示している国保加入者一人当たりの金額は参考値としていただきたい。</p>
委員	<p>所得によって格差が生じ、高所得者の増加幅が特に大きくなる点は理解しているが、国が示す基準額の月額250円について、本当に負担する人に、正確に数字を出すべきではないか。国が示す基準額が一人歩きしてしまう。</p> <p>被用者保険などの保険者は、子ども分を含めずに一人単位で計算しており、国保との差が大きいことから質問した。国が示す額と差が大きいため、きちっと説明していただきたい。</p>
会長	<p>ただ今のご意見は、要望ということでよいか。</p> <p>他に意見がないようであれば、保険税率等について、事務局から説明のあった案1ということによろしいか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正については、諮問を頂いているため、本日の意見を取りまとめて、答申という形で、市長に提出することとなる。</p> <p>答申書の作成内容については、私と事務局に一任していただき、皆様には、書面でご確認をいただくということによろしいか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>書面で郵送し、ご意見をいただき、調整していきたい。</p>
事務局	<p>報告事項について説明</p> <p>ア 第3期データヘルス計画評価指標の目標と令和6年度法定報告値との比較について</p> <p>イ 保険者努力支援制度交付金（取組評価分）の交付状況について</p>
委員	<p>資料のグラフを見ると、取組としていろいろ進んできているものの、データヘルス計画の目標とは少し乖離しているものもあることを改めて理解した。</p> <p>データヘルス計画は、令和8年度が中間年であり、目標の再設定や見直しが見られるタイミングが来ると思うがどうか。</p> <p>近似線と目標値の乖離が激しいものについて、目標を見直していくことを考えているか。</p>

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
事務局	来年度の協議会でデータヘルス計画の中間報告をさせていただくとともに見直しを考えている。
委員	<p>ヘモグロビンA1cの値や高血圧など、特定健診を受診された方の数や率が低いと把握できる範囲が狭いため、達成が必要な目標は特定健診や特定保健指導である。</p> <p>目標を見直すタイミングがあるとしても、目標は高く堅持しておいてよいのではないか。</p> <p>40代や50代の受診が少ないという説明があった。他市では40歳と50歳について、特定健診を無料としているが、袋井市では実施しているか。</p>
事務局	<p>グラフのとおりヘモグロビンA1cが6.5%以上の該当者の割合が令和3年度に一度低くなったが、受診者が少ない時期であった。</p> <p>その後、両課の連携により受診者数が増えている状況であるが、ヘモグロビンA1cが6.5%以上の該当者の割合が高くなった要因として、新規受診者の獲得により、これまで把握できていなかった対象者を広く把握できたということがある。</p> <p>データヘルス計画の中間見直しは、目標との乖離がありすぎてもよくないが、努力の成果により達成が可能となることもあるため、相対的に見直しを実施してまいりたい。</p> <p>また、40歳や50歳の若い世代の受診者の獲得ということで、40歳から5歳刻みの節目年齢の対象者に対し、無料で実施をしている。他市同様、受診者獲得に向けて取組を実施している。</p>
事務局	<p>報告事項について説明</p> <p>ウ 令和8年度国民健康保険制度改正について</p> <p>エ 令和8年度袋井市国民健康保険事業の概要について</p>
委員	<p>賦課限度額は、3年間通して3万円が最高額と考えてよいか。</p> <p>今のところ、変わることはないと考えてよいか。</p>
事務局	<p>賦課限度額については、国民健康保険法施行令の公布により3万円とされた。世帯の所得や世帯構成によって国保税額は幅広くなる。ただ、所得が多い世帯に際限なく賦課されることのないよう賦課限度額が設定される。</p>
委員	<p>子ども・子育て支援金がどのようなことに使われるのか再度伺いたい。</p>
事務局	<p>児童手当の拡充や妊婦のための支援給付の創設、乳児等への支援給付、子ども誰でも通園制度の創設、その他、共働き、子育ての推進として、出生後の休業者支援の給付、育児時短就業給付などにも使われると掲載されている。</p>

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	児童手当や給付などは、手続きは不要なのか、それとも申請をしなければならないのか。
事務局	手続きについては、担当課が異なるため、お答えいたしかねる。担当課から広報等を通じて、情報提供があると思われる。
委員	「子ども・子育て支援金制度」が創設されることを夏頃に伺ったが、新たに、子ども・子育て支援金分として徴収されることを市民がどこまで情報を得ているのか。 周囲の状況から、あまり知られていないようである。知らない状況で徴収されることがないよう周知をしていただきたい。
事務局	「子ども・子育て支援金制度」について、国からの情報が少ないため、市民にとってわかりにくく、また、不安な気持ちがあるのが正直なところだと思う。 早めのご案内をと進めてきたが、1月の下旬に県から速報値として納付金本算定額が示され、賦課限度額も同様で、1月に入って国から示されたところである。 広報2月号のインフォメーションに、新たな制度の導入に伴い、国民健康保険税が変わることをお知らせしていく。 市や県から、国に対し、責任をもって周知をしていただきたい旨の要望が出されており、また、市長が出席した11月の「国保制度改善強化全国大会」でも要望が出されているところである。 こども家庭庁でも2月から3月にかけてチラシを作成し、被用者保険を含め該当者に案内していく準備を進めているという情報もある。 広報と合わせ、ホームページも活用しながら制度の周知をしていきたい。
委員	自治会の総会などで、周知していただけたらどうか。
会長	何か、検討していただければと思う。
事務局	先ほどの子ども・子育て支援金が使われる施策の質問について、補足する。 児童手当について、令和6年10月分から増額をしている。これまで中学生までであった対象が高校生年代まで拡充されていたり、3人目の子どもの月額が、1万5千円から3万円に増額されている。 対象者には、市から通知を送り、申請を受け付けた。 また、対象者の漏れがないようSNSツールや広報でもお知らせした。

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	<p>みなし健診は、特定健診の受診率の上昇とともに国からの交付金の評価にもつながると理解している。</p> <p>本来の目的は、生活習慣病の重症化を防ぐことや医療費の適正化につながると思うが、それらを後押しする施策として位置づけているのか、それとも受診率の上昇のため、また、交付金の評価を上昇させるための入口的な施策なのか伺いたい。</p> <p>あわせて、今後も継続していくものなのか、一定の期間だけなのか伺いたい。</p>
事務局	<p>みなし健診の導入は、国が示す目標値でありデータヘルス計画の目標値でもある特定健診受診率60%への到達が難しいこともあり、目標を目指すための一つの手段として検討している。</p> <p>特定健診受診率を向上させる最終的な目的は、生活習慣病の重症化予防や医療費の削減であると考えており、単に特定健診の受診率を上昇させるためだけではない。</p> <p>今後、継続していくかについては、試行的に実施していく中で、成果を確認し、医師会や実施医療機関の協力が不可欠であることから、相談や調整を進めながら、みなし健診を含め、特定健診の進め方についても検討してまいりたい。</p>
委員	<p>みなし健診について、定期通院している者に受診票を送付することだが、定期通院しているかどうかは、どのようにわかるのか。</p> <p>家族は定期通院しているため、特定健診は受診しないと言っている。私自身も持病があるが、健康的に生活したいため特定健診を受診した。</p> <p>こういった定期通院などの個人的な情報をどのように把握して受診票を送付するのか。申告が必要か。</p>
事務局	<p>5月に特定健診の受診案内を送付しているが、委員のご家族と同じように定期通院しているため特定健診は受診しないと考えられる方は、未受診者となってしまいます。</p> <p>案内でみなし健診という手法があることをお知らせしていきたい。</p> <p>定期通院している方も市としては受診していただきたい。</p> <p>定期通院先の医師の勧めがあつて健診を受診される方もおられると思うので、委託先の医療機関に受診票を置いていただき、医師の判断のもとでみなし健診を受診していただくことを考えている。</p>
委員	<p>特定健診は、有料か無料か。</p>
事務局	<p>特定健診は、500円で受診でき、40歳から5歳刻みの対象者は無料で受診が可能となっている。</p>

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
委員	<p>国保税の賦課限度額引上げ及び軽減判定所得基準額の引上げについて、目的が国保税負担の公平の確保と中間所得者の負担軽減であることは、非常に大事なことである。</p> <p>医療保険の持続可能性が危機的な状況だと叫ばれている中で、こういった取組は大変よいと思う。</p> <p>ただ、賦課限度額引上げの影響額が137万円の増収、軽減判定所得基準額の引上げによる影響額が128万円の減収と国保税の年間税収と比較し、規模として限定的である。</p> <p>どのように加減してバランスをとっているのか、運用の規模として妥当な金額なのか伺いたい。</p>
事務局	<p>賦課限度額引上げ及び軽減判定所得基準額の引上げは、地方税法の改正に基づくものである。</p> <p>市国保税条例において、地方税法施行令に規定する額を超える場合においては同項に規定する額とするとしているため、その改正により、当市においても変更となるということである。</p>
	(全ての議事が終了)
事務局	<p>6 その他</p> <p>事務局から諮問事項への答申と令和8年度の運営協議会について説明</p>
事務局	7 閉会